

※8月31日までに、ご申請ください。

令和5年度コミュニティ活動補助金のご案内

区・自治会等が、地域コミュニティのために行う以下の活動を支援します

1. 安全・安心を守るための活動に補助

- ・公共の場所・道路沿いの草刈り作業に使用する草刈り機の替え刃、燃料代、草刈り作業時のお茶代など
- ・区・自治会等で維持管理している防犯灯の電気料など



2. 住民のふれあい交流を育むための活動に補助

- ・高齢者の語らいの場などの施設借り上げ料、謝礼など
- ・イベント時の備品の購入など



3. 子どもたちの健全育成のための活動に補助

- ・地域のおまつりの練習などの施設借り上げ料、謝礼など
- ・消耗品の購入など



●対象主体：区や自治会

●対象事業：上記の1～3に該当する事業…対象経費はP2参照

●補助率：3分の2

●上限額：区長のいる地区…500円×会員世帯数

(区長・協力員がともにいる区は区長のみ申請できます)

協力員のみ地区…100円×会員世帯数

(協力員だけで構成されている自治会や市営住宅など)

※1～3の事業を複数組み合わせることは可ですが、その場合も上限額は上記のとおり。

●申請書類：申請書・地区の会員世帯数の分かる書類…記入例はP5・6参照

●申請先 (事前にご連絡いただいた上で、郵送での申請もできます。)

・コミュニティ推進課 (石岡市本庁舎1階・水曜のみ19時まで受付)

・支所総務課 (八郷総合支所)

※本補助金は、区・自治会活動の推進のために、令和2年度から始まりました。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

【問い合わせ】石岡市コミュニティ推進課 〒315-8640 石岡市石岡1-1-1

電話番号：0299-23-7304 (直通) メール：com-sui@city.ishioka.lg.jp

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

●補助金の対象となる経費・対象とならない経費

経費の種別等	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	・事業に伴う講師、出演者、協力者等への謝礼	・区、自治会等の代表者、会員等への謝礼
旅費	・事業に伴う講師、出演者、協力者等への交通費	・区、自治会等の代表者、会員等への交通費
需用費	・事業に必要な事務用品の購入費 ・草刈りや清掃にかかった費用 ・草刈りなどで参加者に提供する飲み物代としての飲食費（新年会や忘年会などの飲食費を除く） ・公民館やごみ集積所の修理費 ・防犯灯電気料・公民館の光熱水費 ・LED 防犯灯設置工事補助金を受けずに行う防犯灯工事	・特定の個人に提供する記念品・景品等の購入費 ・草刈りなどで参加者へ提供する菓子代
役務費	・事業にかかる郵便料金 ・事業にかかる保険料	・事業実施に要した分が明確に区分できない費用
委託料	・区、自治会等の維持にかかる委託費	・区、自治会等の代表者、会員等が運営する団体への委託費
使用料	・会議室、会場の使用料 ・会場設営費	・区、自治会等の代表者、会員等へ支出するもの
賃借料	・公民館等の借地料	・固定資産税の減免を受けている土地の借地料
原材料費	・地区の花壇等を整備するなどの際に必要な原材料にかかる経費	・事業実施に要した分が明確に区分できない費用
備品購入費	・事業に必要な備品の購入費	・特定の個人が使用する備品の購入費

※補助金交付決定前に支出された経費は、原則対象外ですが、防犯灯電気料や公民館の光熱水費は対象となります。令和5年1～3月に支払を行ったものは対象になりません。

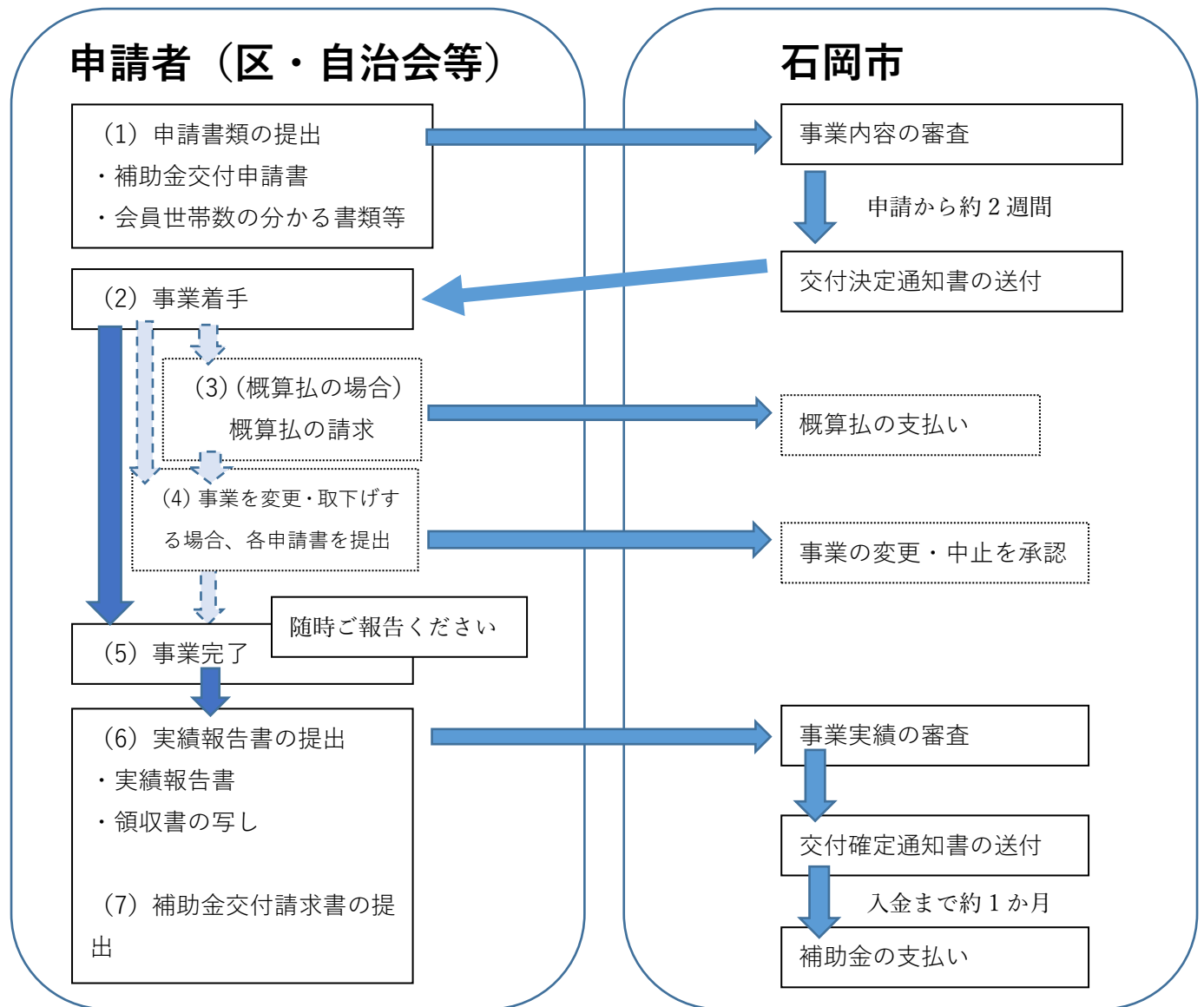
※市や県など、ほかの補助金が充当されているものは、対象になりません。

ご注意ください

- ・「〇〇センター維持費」や「〇〇公民館協力金」など、領収書の具体的な支出内容が分からない場合、その支出が具体的に上記の項目のどれにあたるのかを確認させていただきます。
- ・助成対象団体の補助事業を実施するための財源の一部又は全部に助成金を充当するもの（赤い羽根募金や、敬老会・婦人会・子供会・消防団・青少年を育てる会等への補助など）は対象になりません。

●補助金の交付を受けるには：申請→交付決定→事業実施→実績報告

市役所に、最低2回、書類を提出する必要があります。（変更申請がある場合は3回）



注意事項：概算払い（先払い）について

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いが原則となりますが、補助事業を実施するための資金が不足するなど、補助事業の執行に支障が生じるような場合には、概算払いを選択することができます。なお、概算払いを選択し、事業完了後に交付額と実績額（領収額）に差が生じた場合は、返金等の手続きが必要になります。（詳しくはコミュニティ推進課へお問い合わせください）

※「想定よりも防犯灯電気料がかからなかった」「コロナのために事業を実施できなかった」という理由で、申請額を減額変更する地区が複数ありました。

【例】A区（区長がいる50世帯の地区）

申請上限額 500円×50世帯＝25,000円で概算払いを選択した場合

補助率3分の2のため、37,500円以上の支払実績を証する書類（領収書）の提出が必要ですが、電気料が想定よりもかからず36,000円分の領収書しかない場合は、24,000円（36,000円×2/3）が補助額になります。すでに、25,000円の概算払いを受けている場合は、変更申請をした上で、1,000円を返金する手続きが必要になります。ご注意ください。



申請に必要な書類（※次ページに記入例を記載）

1. コミュニティ活動補助金交付申請書（様式第1号）→記入例をご確認ください
2. 会員世帯数報告書（別紙1）→記入例をご確認ください
3. 会員世帯数を確認できる書類

※すでに「令和5年度区長・協力員届出名簿」を提出し、世帯数を報告している場合は、下記の添付書類は必要ありません。提出していない場合や、提出時から4月1日時点の世帯数が、変更になっている場合は、下記のいずれか一つをご提出ください。

- (1) 令和5年度予算書または令和4年度決算書（部や班単位で会計を行っている地区は、それぞれの予算書や決算書をまとめて提出していただいても構いません）
- (2) 名簿（会員世帯の代表者の氏名のみ。住所や電話番号は不要です）

申請額や申請内容に変更などが生じたとき

・コミュニティ活動補助金変更申請書（様式3号）の提出が必要になります。変更申請書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

昨年度との変更点

昨年度まで、会員世帯数を確認できる書類として、決算書や名簿の添付をいただいていたが、今年度より「令和5年度区長・協力員届出名簿」をすでに提出し、世帯数の報告をしている場合は、会員世帯数を確認できる書類の添付を省略できるようになりました。

※名簿を提出していない場合や、提出時から4月1日時点の世帯数が、変更になっている場合は、昨年度と同様に令和4年度決算書や名簿などを添付してください。

令和5年度 区長・協力員 届出名簿 見本→

令和5年度 区長・協力員 届出名簿 <変更がなくてもご提出ください>						
●4月15日号以降の市報配布の準備のため、新年度の体制を速やかにご報告ください。 区長のいる区域は、区長が取りまとめてご提出ください。期限：3月15日（水）						
期限までに役員が決まらない場合は、お知らせください。						
提出方法：①窓口直接持参（本庁コミュニティ推進課または支所総務課）@FAX 0299-23-2225						
②電子メール com-sui@city.ishikawa.lg.jp （本名簿データは市HPからダウンロード可）						
※配達日程により、4月15日号からの配達に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。						
●以下の欄にチェックを入れて、ご提出ください。						
<input type="checkbox"/> 令和4年度から、変更はありません。						
<input type="checkbox"/> 次のとおり変更したので、令和5年 月 日付で適用されたく、届け出ます。						
※本名簿は、区長・協力員の職務をお願いする上で、必要と認められる範囲において市の各機関・国・県等に提供することがあります。あらかじめご了承ください。						
●問い合わせ 石岡市役所 コミュニティ推進課 TEL 0299-23-7304（直通） 八郷総合支所 総務課 TEL 0299-43-1111（内線1123）						
（地区名）		（届出人）				
●区長となる区域の代表者						
氏名	住所	電話番号	会員数（1+2）	市報配布数		
		固定）				
		携帯）				
●協力員として住民が推薦する者						
部・班名	氏名	住所	電話番号	会員数（1+2）	市報配布数	
記載例 1	石岡 花子	石岡市石岡1-1-1	23-1111	30	33	
●会員数（①と②の合計） ：①会費を払っている世帯 ②会費は払っていないが区の会員として一緒に活動している世帯						
●市報配布数 ：会員数に「区未加入であるが市報を配布している世帯数」を加えた総数						

申請書記入例

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

※訂正箇所は、二重線で訂正してください。修正液は使用できません。

石岡市長 宛

①申請書は押印不要

区、自治会等の名称 ○○区
代表者の住所 石岡市石岡10-10-10
役職 区長
代表者の氏名 石岡 太郎
電話番号 0299 (23) 〇〇〇〇

コミュニティ活動補助金交付申請書

②あてはまるものすべてに○をつけて、事業内容を具体的に記入してください。

（実施予定事業の記載例）

- ・地域防犯のために、防犯灯電気料に充当する（交付決定前のものも対象）
- ・●月に実施する草刈り作業時の燃料代に充当する（交付決定前に購入したものは対象にならないので注意）

1 補助金充当事業の実施目的（あてはまるものに○）

- ① 安全・安心を守るための活動
- ② 住民のふれあい交流を育むための活動
- ③ 子どもたちの健全育成のための活動

（実施予定事業）

・
・

③対象事業の3分の2の金額を記入してください。

【上限額】 区長がいる地区→500円×会員世帯数・区長がいない地区→100円×会員世帯数

2 補助金交付申請額 25,000 円

（補助事業予算）

収入	
コミュニティ活動補助金 （会員世帯数50世帯×500円）	25,000円
地区負担	12,500円
計	37,500円

支出	
補助対象事業	・防犯灯電気料 32,500円
	・草刈り燃料 5,000円
計	37,500円

補助金交付申請額×1.5倍以上
※表の収入額と支出額を合わせてください。

3 添付書類

- (1) 区、自治会等の会員数を確認できる書類
- (2) その他必要な書類

（別紙1）会員世帯数報告書をご提出ください

石岡市長 宛

記入してください

区・自治会等の名称 ○○区
代表者の住所 石岡市石岡 10-10-10
役職 区長 代表者の氏名 石岡 太郎
電話番号 0299 (23) 〇〇〇〇

会員世帯数報告書

下記のとおり、当区の会員世帯を報告します。

会員世帯数

●●●世帯

- この世帯数を証明する書類を添付してください
(例：予算書・決算書、名簿など)
※すでに「令和5年度区長・協力員届出名簿」を提出し、世帯数を報告している場合は不要。
- 世帯数は、令和5年4月1日を基準日とします

参考資料①（記入例）

※概算払いを希望する場合は、請求書を申請書とあわせてご提出ください。様式は申請窓口または、ホームページからダウンロードできます。

様式第9号（第13条関係）

令和〇年〇月〇日

石岡市長 宛

区、自治会等の名称 〇〇区

代表者の住所 石岡市石岡10-10-10

役職 区長 代表者の氏名 石岡 太郎

電話番号 0299 (23) 〇〇〇〇

押印は不要です。

コミュニティ活動補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日付で（交付決定）確定通知のあった補助金について、令和5年度コミュニティ活動補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

記入不要

1 請求額 金 円		
2 請求額の内容		
補助金の名称		
交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）	
補助金交付決定額	円	
確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）	
補助金確定通知額	円	
内訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残額	円

※補助金交付決定通知書又は補助金確定通知書の写しを添付すること。

3 振込先

振込口座	石岡 <u>銀行</u> 信金 石岡 <u>普通</u> 第 1234567 号 信組/農協 支店 当座
フリガナ	〇〇ク クチヨウ イシオカ タロウ
口座の名義	〇〇区 区長 石岡 太郎

口座の書き間違えのないようご注意ください。